

令和3年度 第16回 正副会長会

日時：令和3年12月2日（木）
午後4時00分～5時00分
会場：板橋法人会館3階会議室

出	平野、浦田、 森田、長谷川、
席	吉川、坂口

次 第

※資源保護のため、両面印刷している資料があります。

○司会進行：浦田総務担当副会長

I. 会長挨拶

II. 議 題

1. 前回正副会長会審議結果概要【資料1】
2. 審議事項
 - (1) 公益社団法人板橋法人会 職員就業規則の改正について【資料2】
 - (2) 公益社団法人板橋法人会 資産管理運用規程の制定について【資料3】
3. 所管事項報告
 - (1) 写真使用同意書について【資料4】
 - (2) 広報誌受賞者紹介ページについて【資料5】
4. 調整事項
 - (1) 新年賀詞交歓会実施要領案について【資料6】
5. 報告事項
 - (1) 次年度の総会日程について
 - ・令和4年6月10日（金）午後4時開催 区立グリーンホール
6. その他

III. 次回日程（※次回以降の会議の開催日時案）

会 議 名	日 時	会 場
正副会長会	12月16日（木）15:00～15:45	法人会館3階会議室
理 事 会	12月16日（木）16:00～17:00	法人会館3階会議室
正副会長会	1月6日（木）16:00～17:00	法人会館3階会議室
正副会長会	1月20日（木）15:00～15:45	法人会館3階会議室
常任理事会	1月20日（木）16:00～17:00	法人会館3階会議室

令和3年度 第15回 正副会長会 審議結果概要

【令和3年11月18日（木）・平野、浦田、森田、長谷川、吉川、坂口】

1. 審議事項等

(1) 令和4年度事業の検討

※各委員長から、令和4年度事業の検討状況について報告があり、今後、各委員会ですれぞれ検討し、予算を出すごととした。

2. 所管事項報告

(1) 事業研修・税制委員会事業

・税をテーマとした川柳コンクール各賞の決定について

※この事業について、長く続けていることや他団体でも実施していることから、今後も続けていくのかとの問題提起があった。一方で、評価されている事業であり、続けていくことも重要との意見が出された。

(2) 組織・広報委員会事業

・法人いたばし表紙写真の募集について

※同意書の書式について、再検証するよう指示があった。

・法人いたばし板橋太郎の掲載順について

※女性部長の掲載順に配慮するよう指示があった。

(3) 社会貢献委員会事業

・板橋 city マラソン online の協賛について

※昨年同様、協賛金は5万円とした。

3. 調整事項

(1) 新年賀詞交歓会の開催方法について

・令和4年1月24日（月）文化会館大会議室（会場確保済）

※青色申告会と商連から中止の連絡があった。区も文化会館に場所を変更して、式典のみで開会する予定とのこと。

※11月中のキャンセルであれば、会場費が全額還付される。

4. 報告事項

(1) 会員の状況（東法連報告数値）について

(2) 参与の退任

・令和3年11月2日付 田中祥介参与（第1支部）

5. その他

(1) 会費請求ゆうちょ銀行納付書決済の導入の検討

※費用対効果の観点から、導入しない。

次回日程

※12月16日午後4時から5時、常任理事会に替えて理事会を開催することとする。

公益社団法人板橋法人会 職員就業規則の改正について

板橋法人会は、公益法人として国家・社会に貢献する社会的使命を担っており、その活動に必要な具体的な方針や一定の基準を定めるものとして、定款、規約、規程などの規則があります。

そうした規則も、社会経済情勢の変化に対応する必要があり、この度、理事会の承認が必要な規則について、下記のとおり一部改正することとします。

記

1. 改正する規則

公益社団法人板橋法人会 職員就業規則【一部改正】

2. 改正理由

公益社団法人板橋法人会職員就業規則について、社会環境の変化に適切に対応させるため、必要な規則改正を行う旨の規定を追加し、時世に合致した職員就業規則にすることで、事務局職員の適正な勤務の確保と身分の安定を図る。

3. 改正概要

職員就業規則第54条の規定を同条第2項とし、同条第1項に、社会環境の変化に適切に対応させるために必要な改正を行う旨の規定を加える。

4. 新旧対照表

別紙【資料2-2】のとおり

5. 労使協定

別紙【資料2-3】のとおり

6. スケジュール

- (1) 理事会審議（12月16日開催予定）
- (2) 労使協議（意見の聴取、意見書の作成、労使協定の締結）
- (3) 就業規則変更の周知
- (4) 労働基準監督署へ届出（変更届、意見書、就業規則）
- (5) 特別区人事委員会が発表する勧告が板橋区役所において実施され、その実施内容が就業規則等に関わる場合、その内容を反映させるため、就業規則等の改正手続きに入る。

公益社団法人板橋法人会 職員就業規則改正案 新旧対照表

改正後	改正前
<p data-bbox="338 331 913 363">公益社団法人板橋法人会 職員就業規則</p> <p data-bbox="147 475 517 507">第1条～第53条 【略】</p> <p data-bbox="165 571 293 603">(改 廃)</p> <p data-bbox="147 619 1106 751">第54条 <u>この規則に定める服務規律及び労働条件等については、法律の改正、社会経済情勢の変動により、就業規則の変更手続きをもって変更することがある。</u></p> <p data-bbox="244 810 1106 895">2 この規則を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。</p> <p data-bbox="517 1054 734 1086">付 則</p> <p data-bbox="147 1102 1106 1326">この規則は、平成12年4月1日から施行する。 この一部改正は、平成29年2月28日から施行する。 この一部改正は、令和2年11月11日から施行し、同年10月1日から適用する。 <u>この一部改正は、令和●年●月●日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1323 331 1899 363">公益社団法人板橋法人会 職員就業規則</p> <p data-bbox="1133 475 1503 507">第1条～第53条 【略】</p> <p data-bbox="1151 571 1279 603">(改 廃)</p> <p data-bbox="1133 619 2092 751">第54条 <u>この規則を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。</u>【第54条第2項に条数変更】 【第54条第1項追加挿入】</p> <p data-bbox="1496 1054 1713 1086">付 則</p> <p data-bbox="1133 1102 2092 1326">この規則は、平成12年4月1日から施行する。 この一部改正は、平成29年2月28日から施行する。 この一部改正は、令和2年11月11日から施行し、同年10月1日から適用する。 【付則追記】</p>

【案】

職員就業規則第54条第1項の解釈運用に関わる労使協定

公益社団法人板橋法人会と労働者代表〇〇〇〇は、職員就業規則第54条第1項の解釈運用に関して、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 公益社団法人板橋法人会職員就業規則について、社会環境の変化に適切に対応させるために必要な改正を行い、もって事務局職員の適正な勤務の確保と身分の安定を図ることを目的とする。

(就業規則の変更)

第2条 職員就業規則第54条第1項に規定する就業規則の変更は、次のとおりとする。

- (1) 労働基準法など労働関連の法令が改正され、その改正内容が就業規則等に関わる場合、その改正内容を就業規則等に反映させる。
- (2) 事務局職員の給与水準を民間の給与水準に均衡させるため、特別区人事委員会が発表する勧告（特別区職員の給与水準を社会一般の情勢に適応させ民間給与との均衡を図るための勧告）が板橋区役所で実施された場合において、その実施内容が就業規則等に関わる場合は、その内容を就業規則等に反映させる。

2 就業規則等の変更は、適法な手順を踏み行う。

令和●年●月●日

公益社団法人 板橋法人会
代表理事 平野 慎 治 ⑩

従業員代表 ○ ○ ○ ○ ⑩

公益社団法人板橋法人会 資産管理運用規程の制定について

板橋法人会は、公益法人として国家・社会に貢献する社会的使命を担っており、その活動に必要な具体的な方針や一定の基準を定めるものとして、定款、規約、規程などの規則があります。

そうした規則も、社会経済情勢の変化に対応する必要があり、この度、理事会の承認が必要な規程について、下記のとおり新たに制定することとします。

記

1. 制定する規程

公益社団法人板橋法人会 資産管理運用規程【新規制定】

2. 制定理由

公益社団法人板橋法人会の資産の管理及び運用に関し必要な事項を定める。

3. 規程の概要

- 法人会の資産は、適正な維持及び管理に努めるとともに、最善と考えられる方法により運用する。
- 基本財産及び特定資産は、貸借対照表及び財産目録において他の資産と明確に区分して管理する。
- その他の固定資産は、それぞれ台帳を設けて管理する。

4. 規程案

別紙【資料3-2】

公益社団法人 板橋法人会 資産管理運用規程

(令和〇年〇月〇日制定)

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人板橋法人会（以下「本会」という。）の資産の管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(資産の構成)

第 2 条 本会の資産は、次により構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 寄附金品
- (6) その他の収入

(資産の管理及び運用)

第 3 条 資産は、本会の目的を達成するため適正な維持及び管理に努めるとともに、最善と考えられる方法により運用するものとする。

- 2 基本財産及び特定資産は、貸借対照表及び財産目録において他の資産と明確に区分して管理しなければならない。
- 3 その他の固定資産は、それぞれ台帳を設けて管理しなければならない。

(基本財産)

第 4 条 基本財産は、本会の貸借対照表及び財産目録において管理される資産とする。

- 2 基本財産は、これを処分しまたは担保にしてはならない。
- 3 事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、前項の規定にかかわらず、理事会の承認を得て、その一部を処分し、またはその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(特定資産)

第 5 条 特定資産は、本会の貸借対照表及び財産目録において管理される、将来の特定の目的のために積み立てた資産及び退職給付を支払うための特定預金等とする。

- 2 特定資産を保有しようとするときは、その名称、目的、積立限度額、積立期間及び算定根拠を理事会に提示し、理事会の承認を得るものとする。
- 3 特定資産は、その目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。
- 4 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により目的外の取崩しを行う場合には、理事会の承認を得なければならない。積立計画の中止、積立限度額及び積立期間の変更についても同様とする。

(特定費用準備資金)

第 6 条 特定資産のうち、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 18 条に規定する特定費用準備資金とするものについては、取崩しに係わる手続き並びに積立限度額及びその算定根拠を、同規則の定めに従って事務局等に備え置き、閲覧に供するものとする。

(改 廃)

第 7 条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、令和〇年〇〇月〇〇日から施行する。

令和3年11月24日
NTS総合コンサルティンググループに確認済み

資料4
令和3年12月2日
正副会長会資料

写真使用に関する同意書

令和 年 月 日

公益社団法人 板橋法人会長 様

(提供者)
住所 _____
氏名(自署) _____
連絡先 _____

私は、募集要項「板橋法人会広報誌「法人いたばし」表紙写真募集」に記載されている「応募条件」、「個人情報の取り扱い」、「注意事項」その他の規定の内容、および、公益社団法人板橋法人会（以下、「法人会」という）が定める下記内容について理解し、同意した上で、後記の写真を提供します。

記

1. 提供者は、次の写真（以下、「写真」という）の使用について、法人会に無償かつ無期限に提供する。なお、写真の著作権は、提供者に帰属する。

ファイル名：	写真タイトル
	撮影場所
	撮影者ニックネーム

2. 法人会は、写真を法人会の印刷物や資料、ウェブサイト、SNS等、広報を目的に使用する。なお、第三者から、法人会に対して写真の転載等の依頼があった場合、その内容が目的に合致する場合に限り、法人会は第三者による写真の使用を許可できるものとする。
3. 提供者は、第三者から、写真に対する著作権や肖像権等の権利侵害の苦情等があった場合、責任をもって対応する。

令和2年度 東京国税局長表彰



副会長
森田 稔
(株) 森田総商

令和2年度、森田稔副会長が東京国税局長表彰を受賞しました。本来であれば表彰式が開催される予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、中止となりました。そのため、令和2年2月6日(月)に板橋法人会館3階会議室にて開催されました納税表彰式等贈呈式において、東京国税局長に代わって板橋税務署長から表彰状が贈呈されました。誠にありがとうございます。

東京国税局長表彰

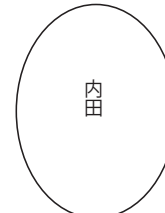
令和3年度 受賞者



常任理事（女性部会長）
船橋 昌子
東京協同タクシー（株）

当会では次の方が受賞され、小野都税事務所長から、感謝状が贈呈されました。

東京都税事務所所長感謝状



相談役（前監事）
内田 照男
東商事（株）

令和3年度において、板橋法人会会員からは次の皆様を受賞を受けられました。誠にありがとうございます。

東京都功労者表彰

10月1日(金)には、東京都庁第一本庁舎において、東京都功労者表彰式が開催されました。当会では次の方が受賞されました。

税務功労者表彰

令和3年度の税務功労者が発表され、2月25日(木)東京都板橋都税事務所において、表彰状及び感謝状が授与が行われました。

主税局長表彰

公益社団法人板橋法人会が主税局長表彰を受賞し、東京都酒税局長に代わって小野都税事務所長から表彰状が贈呈されました。



納税表彰

令和3年度の納税表彰が発表され、塚原税務署長から表彰状及び感謝状を授与されました。

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、納税表彰式は中止となり、2月15日(月)に板橋法人会館3階会議室において、表彰状等の贈呈を行いました。

板橋税務署長表彰



女性部会 幹事
増淵 理津子
(株) 増淵商店



理事（第7支部長）
高橋 祐治
(株) オフィス・タカハン



常任理事
武居 弘市
東栄商事(株)

板橋税務署長感謝状

素案

他団体推薦により、会員の皆様が多岐を受賞されました。誠にありがとうございます。

秋の叙勲



元調停委員
内田 繁
(有) 裕相商事



前金沢自治会会長
富澤 輝一
(有) 富澤洋服店

東京都功労者表彰

区政功労者表彰



民生委員・児童委員、
板橋区民生・児童委員協議会会長
相田 義正
(資) 武蔵野金属工業所

東京国税局長表彰



板橋間税会副会長
萩原 利光
(株) 萩原商事



志村防犯協会会長、
元志村町会会長
福田 隆男
(株) 福芳材木店

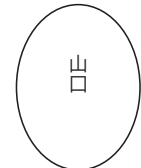
板橋税務署長表彰



板橋間税会常任理事
増淵 千人
(株) 増淵商店



元志村消防団副団長、
西台町会理事
山口 則保
(有) 運田商事



福田

山口

相田

内田

富澤

萩原

増淵

令和3年度 他団体推薦による受賞者 (順不動)

令和3年12月2日

令和4年 新年賀詞交歓会 実施要領 (案) 式典のみ

事業区分: 共益事業

1. 開催日時 令和4年1月24日(月) 15時30分 開場
16時00分 開宴
2. 会場 板橋区立文化会館 大会議室(4階)
板橋区大山東町51番1号 TEL 3579-2222
3. 内容
(司会) 副会長 浦田 秀明
(1) 会長挨拶 平野 慎治
(2) 来賓祝辞 板橋税務署長 堰 楽昌樹 様
板橋区長 坂本 健 様
都税事務所長 小野 誠 様
東京税理士会板橋支部支部長 田中 千税 様
(3) 来賓紹介 (来賓者名簿をもって代える。)
(4) 閉会 副会長 長谷川 孝一
※懇親会は実施しないため、乾杯と中締は行わない。
4. 会費 無料(式典のみ実施のため)
5. 来賓 板橋税務署長・板橋区長・都税事務所長・税理士会支部長
・顧問税理士・受託会社
6. 案内状文案 来賓者用(別途作成)
7. 出席者 全参加者着席(人数制限の場合(約85名(事務局除く)))

本部役員	14名	
支部長・部会長	20名	
会員	23名	支部・部会役員数の1割程度
来賓	10名	
顧問・相談役・参与	名	要検討(令和1年度:11名出席)
総務委員(本部除く)	7名	
新入会員	名	要検討
事務局	7名	
合計	81名	

8. 出席会員のとりまとめ

- 各支部・部会役員（支部長、部会長除く）⇒ 送付しない（呼びかけをしない）
- 各支部長、部会長は、支部・部会役員数の1割程度の出席者に配慮する。
- 出席者名簿を令和3年12月24日（金）までに事務局へ提出する。
- 顧問・相談役・参与 ⇒ 要検討
- 令和3年度新規加入法人 ⇒ 要検討

9. 賀詞交歓会（懇親会） ⇒ 実施しない

10. お土産 参加者全員に渡す（詳細検討中）

新年賀詞交歓会 支部・部会別申し込み状況(1割想定)

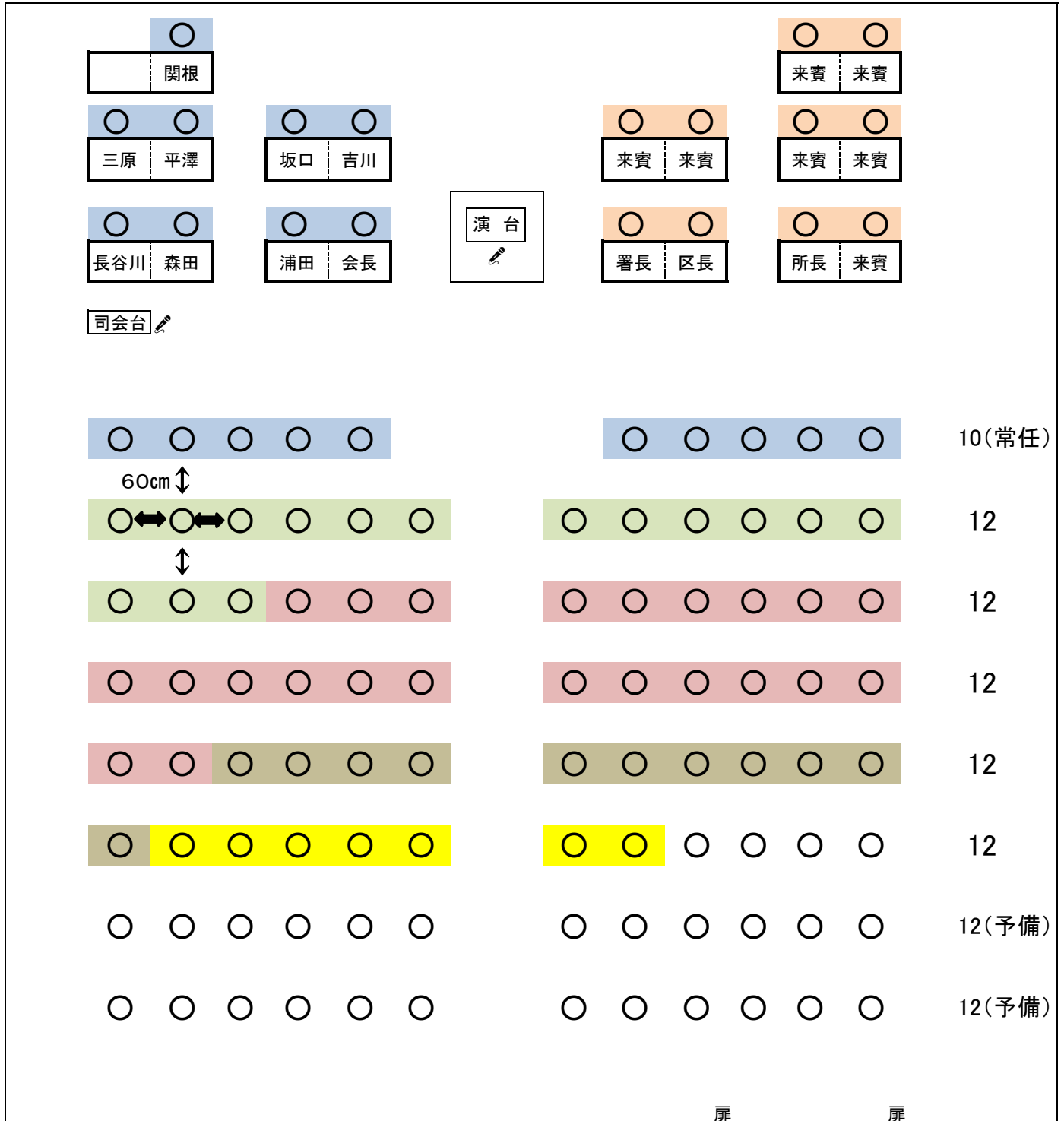
ブロック・部会	部会担当副会長	ブロック担当常任理事	出席者数				合計	所属正副会長	所属常任理事	所属監事	支部・部会役員数	支部・部会役員数1割	
			支部・部会	支部長・部会長	本部	支部長部会長							会員
1	—	瓜生一仁	1	萩原利光	1	1	1	3	浦田秀明			27	2.7
			2	松島 吾	1	1	1	3		姫野祐子		23	2.3
			3	瓜生一仁	2	1	1	4	森田 稔	奥積賢一		43	4.3
			4	浅川文夫	3	1	1	5	平野慎治	武居弘市	平澤勇彦	18	1.8
2	—	須藤康司	5	大野喜一	1	1	1	3			三原寿太郎	19	1.9
			6	篠 連一郎	0	1	2	3				27	2.7
			7	高橋祐治	1	1	1	3		須藤康司		17	1.7
3	—	山上吉弘	8	山上吉弘	0	1	1	2				13	1.3
			9	品川聖一	1	1	1	3	長谷川孝一			25	2.5
			10	榊原雅隆	0	1	1	2				14	1.4
			11	鈴木浩実	0	1	2	3				30	3
4	—	荒木秀幸	12	江口秀明	2	1	1	4	坂口武雄		関根勝臣	38	3.8
			13	荒木秀幸	1	1	1	3	吉川 孝			21	2.1
			14	内田英雄	0	1	1	2				15	1.5
5	—	吉田博之	15	篠口市郎	0	1	1	2				21	2.1
			16	伊藤朋弘	1	1	1	3		吉田博之		20	2
			17	金子 文	0	1	2	3				31	3.1
青年部会	森田 稔	—	青年部会	高津将弘		1	1	2			22	2.2	
女性部会	浦田秀明	—	女性部会	船橋昌子		1	1	2			15	1.5	
源泉部会	吉川 孝	—	源泉部会	白飯文人		1	1	2			6	0.6	
=ゼロ人になるため 1人に補正した			顧問・相談役・参与	令和1年時					11				
			総務委員	本部役員除く					7				
			小計		14	20	23	0	75			445	44.5
			来賓						10				
			受託						0				
			事務局						7				
		合計						92					

新年賀詞交換会配席図(案)[着席(椅子のみ)・一部座席指定制]

日時: 令和4年1月24日(月)

場所: 板橋区立文化会館4階大会議室

○=椅子



- 来賓(10名)
- 正副会長・常任理事・監事(19名)
- 支部長(常任理事除く)・源泉部会長(15名)
- 会員(23名)
- 顧問・相談役・参与(令和1年度:11名)
- 本部役員除く総務委員(7名)